松福指第　５０　号
令和５年６月８日

松原市所管社会福祉施設経営者　様

松原市　福祉部　福祉指導課

最低基準等状況調査書（施設調書）の提出について（依頼）

日頃は、本市の福祉行政の推進につきまして格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

社会福祉施設の状況を把握する必要がありますので、社会福祉施設最低基準等状況調査書（施設調書）を当課あてに令和５年６月３０日（金）までにご提出ください。

記

１　対象施設

松原市所管の保育所、幼保連携型認定こども園、特別養護老人ホーム

２　提出書類

<table>
<tr><th>書類名</th><th colspan="2">備考</th></tr>
<tr><td>① 施設調書</td><td colspan="2">法人が運営する施設のうち、松原市が所管する施設の調書をご提出ください。
様式については、下記のホームページよりダウンロードの上、電子データをご提出ください。
https://www.city.matsubara.lg.jp/soshiki/fukushi_shidou/syafuku/3826.html</td></tr>
<tr><td rowspan="4">② 計算書類及び附属明細書（※１）

（社会福祉法人で所轄庁が松原市の場合は、社会福祉法59条により別途ご提出いただくため、提出不要です。）</td><td>資金収支計算書</td><td>法人単位資金収支計算書
資金収支内訳表（作成されている場合）
事業区分資金収支内訳表（作成されている場合）
拠点区分資金収支計算書（該当施設の拠点区分のもの）</td></tr>
<tr><td>事業活動計算書</td><td>法人単位事業活動計算書
事業活動内訳表（作成されている場合）
事業区分事業活動内訳表（作成されている場合）
拠点区分事業活動計算書（該当施設の拠点区分のもの）</td></tr>
<tr><td>貸借対照表</td><td>法人単位貸借対照表
貸借対照表内訳表（作成されている場合）
事業区分貸借対照表内訳表（作成されている場合）
拠点区分貸借対照表（該当施設の拠点区分のもの）
注記（法人全体）
注記（拠点区分）（作成されている場合）</td></tr>
<tr><td colspan="2">拠点区分資金収支明細書
拠点区分事業活動明細書
（該当施設の拠点区分のもので作成されている場合）</td></tr>
</table>

③ 財産目録	（社会福祉法人で所轄庁が松原市の場合は、社会福祉法 59 条により別途ご提出いただくため、提出不要です。）
④ 現況報告書	（社会福祉法人で所轄庁が松原市の場合は、社会福祉法 59 条により別途ご提出いただくため、提出不要です。）
⑤ シフト表	令和５年４月分（実績）を提出。
⑥ 各施設の平面図	略図またはパンフレットで可。

３　提出方法

施設調書については Excel ファイルのまま**電子メール**にてご提出ください。
その他の提出書類については、電子メール又は郵送でご提出ください。
なお、電子メールは１通の容量が１０ＭＢを超えないようにしてください。

４　提出期限

令和５年６月３０日（金）

＜参考＞施設調書の提出に係る法令等の根拠について

施設の区分	根拠法令
保育所	児童福祉法第４６条
幼保連携型認定こども園	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第１９条、社会福祉法第７０条
老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	老人福祉法第１８条

（提出先及び連絡先）
松原市 福祉部 福祉指導課
TEL　072-334-1550（内線 2181、2182）
Mail　sidou@city.matsubara.osaka.jp